

2013年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

昨年8月に野田内閣のもとで民主・自民・公明3党合意で強行された社会保障・税一体改革は、年末の政権交代によって発足した安倍内閣に引き継がれました。これによって今年8月からの生活保護費の引き下げ、10月からの年金引き下げを突破口として、いよいよ社会保障の改悪が国民生活に重くのしかかろうとしています。

さらに社会保障制度改革国民会議の報告を盾に、2013年度は70～74歳の高齢者の医療費一部負担引き上げや、介護保険からの軽度者の切り離しなどの介護保険の給付範囲の縮小が推し進められようとしています。

さらに消費税増税がのしかかれば、安倍内閣が目玉とする「アベノミクス」は国民の所得を増やすことにつながらず、多国籍化した大企業と一部資産家に富を集中させ、国民の「格差」を一層大きくするものとしかなりません。

安倍内閣が進める社会保障改革の基本は、国の責任を放棄し「自助」「共助」の名の下に、その責任を国民と地方自治体に押し付けるものです。

私たちは県民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、これまで自治体に要請し、多くの要望を実現していただきました。特に愛知県の福祉医療への一部負担金と所得制限の導入を、多くの自治体からの反対の声で、今年6月には断念させることができました。

ひきつづき政府の社会保障改悪に反対し、住民の命と暮らしを守るため以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

【回答】 福祉課

生存権の確保を基本とし、住民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、社会保障施策の推進を図っていきます。

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

【回答】 福祉課

国の動向を注視しつつ、地域の特性にあった住民福祉の増進に努めています。

★③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】 収納課

滞納整理機構への参加につきましては、税収の確保とともに、職員の徴収技術の向上の面でも当市において有益であると判断しますので、参加にご理解をお願いします。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問い合わせなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】 福祉課

申請権の確保を基本として、生活保護申請は適切に受理しています。また、保護の必要な人には、開始の決定をし、すみやかに扶助費を支給しています。

②埼玉県三郷市での裁判判決も踏まえ、申請権を保障してください。申請時に、違法な助言、指導実態を無視した就労指導の強要はしないでください。就労支援の一環として自治体で仕事を確保してください。また、枚方市自動車裁判判決をふまえ、生活および仕事で自立のために必要な場合は保有を認めることを「しおり」等に記載してください。

【回答】 福祉課

申請権の侵害と取られるような対応は行っておりません。自治体で仕事を確保することは困難です。自動車の保有については、申請時に保有している場合は保有容認及び処分指導を留保する条件等を説明しており、しおり等には記載しておりません。

★③国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。

【回答】 福祉課

国により定められた基準にもとづき、生活保護費を支給します。

④就労支援や生活指導を個別に丁寧に行うために、ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。担当者の研修を充実してください。

【回答】 福祉課

正規職員は自治体全体としての計画により配置されており、正規職員の増員は困難な状況です。県等で開催される研修には積極的に参加しています。

⑤弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。

【回答】 福祉課

警察官 OB は配置していません。

★⑥国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。

【回答】 福祉課

現在、基準の改定を行う予定はありません。

2. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①一般会計からの繰り入れで介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答】長寿社会課

一般会計からの繰り入れは制度上出来ませんが、平成24年度からの3年間で給付費基金の取り崩し(230,000,000円)と財政安定化基金の取り崩し(26,514,600円)により介護保険料基準月額を363円引き下げ3,995円としています。また保険料段階については、低所得者層の負担割合を市独自に軽減(第1段階0.5→0.4、第3段階0.75→0.6、第4段階0.75→0.7等)するとともに、所得に応じた負担となるよう多段階化は10段階としています。

★②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】長寿社会課

介護保険料所得段階が第2段階の方のうち、生活保護基準以下に相当する世帯の方を対象に、第1段階の保険料と同額まで引き下げる減免制度を設けています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答】長寿社会課

低所得者の方への負担の軽減措置として、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度などを実施しています。

また、震災、火災などの災害により被害を受けた場合や所得が著しく減少する場合には、利用料を減免する制度があります。

★④介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施しないでください。

【回答】長寿社会課

現時点では、「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施予定はありません。また、要介護状態となるのを予防するため、地域支援事業の充実に努めています。

（ハッセアムカイヒイシテドリ ように き、）

⑤行き場のない高齢者をなくすために施設の基盤整備については、民間の高齢者サービス住宅等より特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・居住系サービスを大幅に増やしてください。基盤設備が円滑に進むよう、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】長寿社会課

介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金を活用して、平成24年度地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護(18人)を1か所整備しました。

また、平成26年度には、特別養護老人ホーム(定員数100名、ショート20名)を1か所整備する予定です。

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1ヵ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

【回答】長寿社会課

地域包括支援センターは、市直営で、市内6か所に設置しています。

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】長寿社会課

介護職員の待遇改善に取り組んだサービス事業者へ介護報酬を加算交付する財政的な支援が実施されています。また県が人材育成に向けた研修を実施しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

★ア、ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】長寿社会課

ひとり暮らし高齢者には週3回の牛乳等の配達、ひとり暮らし、高齢者世帯については配食サービスを実施し、安否確認を行っています。

また、ひとり暮らし、高齢者世帯を対象に、掃除、調理、洗濯、買い物等の生活支援事業も行っています。

★イ、高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】防災安全課

平成25年11月から、コミュニティバスを現行2台体制から3台増車し、5台体制の運行や、小牧市的一部や大口町の一部への路線延長などを実施します。これにより、路線も7路線から8路線へ、バス停も83箇所から138箇所へと増設します。

今後も高齢者や障がい者などの交通弱者の足として、コミュニティバスの充実を図っていきたいと考えています。

ウ、宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】長寿社会課

高齢者の集まりの場として、各地域の老人福祉施設を利用して、高齢者の閉じこもり予防を目的とした高齢者生きがいサロン事業を実施しています。

エ、高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】都市計画建築課

財政状況が厳しい現時点では、公費による高齢者住宅の整備は困難と考えます。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】長寿社会課

ひとり暮らし、高齢者世帯の状況により、必要に応じて週1~5回昼食を配達しています。利用料金については、現状維持に努めます。

また、閉じこもり予防事業として、二次予防対象者に高齢者生きがいサロン事業を実施しています。

③住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】長寿社会課

受領委任払い制度は住宅改修費で実施していますが、他について実施予定はありません。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】長寿社会課

市が所有する介護認定資料により、要介護1~5の認定を受けている方について、障害の程度を確認して、障害者控除対象者として認定しています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】長寿社会課

市広報誌で周知するとともに、控除対象者になる方には個別に申請案内文書を送付し、周知徹底に努めています。また障がい者控除対象者には今後、個別送付することを検討をしていきます。

3. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】保険年金課

現在、県においては、所得制限の導入を含めた福祉医療制度の見直しが検討されています。当市としては、その動向に注視すると共に現制度が縮小されることがないよう要望しています。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】保険年金課

本市では、平成22年7月から小学3年生までの現物給付(窓口無料)を拡大したところであります。平成22年10月から小学4年生から高校3年生までの通院、及び高校1年生から高校3年生までの入院について、医療費の3分の2を助成する制度を実施しています。

本来は誰がどこに住んでいても安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望しています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】保険年金課

本市では、一般の病気については、平成22年7月から精神障害者手帳1・2級の所持者は、自己負担額の2分の1の償還を実施しておりますが、平成26年度から補助対象を拡大し、自己負担額の全額を現物給付(窓口無料)で実施する予定です。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】保険年金課

国民皆保険制度を堅持するには、増大する医療費を高齢者を含めた社会全体で支えることが重要であり、そのためには世代間の負担の明確化と公平化を図ることが必要と思われますので、高齢者の医療費無料化は困難と考えます。

なお、ひとり暮らし高齢者(非課税者)への医療費無料化については、県の補助制度が廃止された平成20年4月以降も、引き続き後期高齢者福祉医療費給付制度の対象として、市単独で医療費の助成をしています。

4. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

【回答】保険年金課

現在、後期高齢者医療に関しましては、愛知県後期高齢者医療広域連合より申請の案内を送付し、窓口で申請いただいております。2回目以降は申請が不要ですので、申請にかかる負担は軽減されていると考えます。

申請書の送付については、広域連合との連携が必要となりますので、要望していきます。

なお、電話でお問い合わせいただいた方には、個別に郵送しております。
国民健康保険該当者には個別に送付しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対し、生活実態を無視した保険料の徴収や差押えなどはしないでください。また保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。短期保険証は、発行しないでください。

【回答】 保険年金課

資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとされており、この方針に基づき、県後期高齢者医療広域連合とも連携を図り、納付相談の実施等適切に対応していきます。

なお、現在、本市で資格証明書及び短期保険証の発行はありません。

5. 子育て支援などについて *平成21年度から50回以内で300円に* 8時～4時
6ヶ月以内

①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

【回答】 健康推進課

妊婦健診は、平成21年度から公費負担回数を14回まで拡大し実施しています。産婦健診については、国等の動向を注視しながら検討していきます。

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下世帯までとしてください。
生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

【回答】 学校教育課

生活保護基準額の1.2倍未満を対象とし、生活保護基準引き下げによる影響はないよう対応しています。申請の受付は、教育委員会及び学校でも受け付けています。また、申請手続きに民生委員の証明は必要としません。

平成24年度からPTA会費及び生徒会費を拡大して支給しています。

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】 学校教育課

学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費や運営に要する経費は、学校の設置者である市が負担することとなっていますが、食材費、いわゆる学校給食費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者の負担とすることとなっています。

④放射線被ばくから子どもを守るために、食の安全管理を万全にしてください。

【回答】 学校教育課

国による「食品中の放射性物質の新たな基準値」が昨年度4月に設定され、規制が厳しくなりましたので、市場に出回っているものは厳しい基準をクリアした物であると考えております。

また、これまで野菜を中心になるべく愛知県産や岐阜県産など、近隣の食材を使うよう努めてきました。昨年度4月末には地元農家の方を中心とした「犬山子ども食育応援団」が発足したので、より今まで以上に地元野菜の納入の協力体制が整いました。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

【回答】 防災安全課

施設面での対応は行っていませんが、各避難所の配置職員に、女性1名を配置することで、女性からの相談や要望を受けやすいように配慮し、備蓄物資ではミルクや哺乳瓶、高齢者用のオムツの備蓄充実を進めています。

- ⑥児童虐待の早期発見に努め、重大事故とならないよう、防止対策を講じてください。そのために必要な職員を増やしてください。

【回答】子ども未来課

早期発見のために、市内関係機関とも協力しており、情報収集を行っています。
児童虐待への対応については、愛知県とも連携して行っています。

6. 国保の改善について

- ★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

【回答】保険年金課

都道府県単位化によるメリット・デメリットを分析したうえで判断していきたいと思います。

- ★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】保険年金課

平成25年度は平成24年度に実施した減税税率を継続して適用したため、法定繰入分は減少しました。その他繰入金は前年度より約850万を増額した予算としています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】保険年金課

現状では、困難と考えます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。

【回答】保険年金課

22年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免を実施しました。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】保険年金課

県下市町の減免基準や一般の市民感覚を勘案すると、ここまで拡大することは困難と考えます。

- ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】保険年金課

他の納税者とのバランスを考慮する必要はありますが、医療を受ける権利を保障する観点に立ち、国規定そのままの運用ではなく、滞納額や生活実態を考慮した上で運用しています。また、高校生までの児童については、全て郵送を行っております。現在、資格証明書を

発行している世帯はありません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があつても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。

【回答】 保険年金課

給付の制限はしていません。規則どおり運用しています。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。

【回答】 保険年金課

滞納や年数などが一定の基準以下であれば、正規の保険証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】 保険年金課

徴収や滞納処分をする上で生活状況や財産の調査は欠かせません。ご指摘のとおり生活実態を無視したような処分は行っていません。逆に「納められるのに納めない」ような滞納者には、負担の公平の見地から厳しい処分を行っていきます。無保険者対策については、転入時に保険のない方への国保加入勧奨を行っていますが、市町村で無保険者の実態を把握することは難しいと考えます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。生活保護基準引き下げにより現在の対象者が縮小とならないようにしてください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】 保険年金課

22年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に一部負担金の減免を実施しました。周知については、医療機関、全被保険者への通知等により行っています。

7. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

【回答】 福祉課

障害福祉サービスは、本人負担が重くならないよう国の軽減措置は講じられており、また、地域生活支援事業は、市が実施する事業として事業の目的等を考慮し、本人負担が重くなりすぎないよう、サービス内容により利用料の無料を含めた軽減措置を行っています。

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答】 福祉課

障害程度区分で利用時間の支給制限はしていません。個別に実態を調査・勘案し必要量を支給しています。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

【回答】 福祉課

通所・通学は、「通年かつ長期にわたる支援」として、利用ができませんが、事情により、一時的に利用することは可能です。

- ★④65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】 福祉課

法律により、介護保険優先の原則があります。介護保険サービスでまかなえないサービスについては、障害福祉サービスを上乗せしたり、介護保険サービスにないサービスを受給することは障害区分認定の上、個別状況を勘案し、可能な場合があります。

- ★⑤65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

【回答】 長寿社会課

介護保険制度は国民全体で支え合うことを基本理念にしています。
その主旨に基づき、障害者の方についても利用料の負担をお願いしています。

- ⑥避難所のバリアフリー化をすすめてください。集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児や高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

【回答】 福祉課

このような福祉避難所の設置は有効なものと考えますが、施設にも大きな負担となり、一自治体で出来ることには限りがあります。まず市内に1箇所の設置を目指して、関係機関を含め検討しています。

- ⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにとともに、一定の条件下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

【回答】 長寿社会課・福祉課

災害時要援護者については地域での見守りが迅速な救助につながるものと考え、台帳を整備し、町会長と民生委員へお渡ししています。また、広域での情報共有につきましては今後検討していきます。

8. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、対象者へ個別通知をしてください。

【回答】 健康推進課

現在、特定健診、各種がん検診、歯科健診は、自己負担金を徴収しています。40～74歳までの方の内、生活保護受給者及び非課税世帯の方は、自己負担金を免除しています。対象者への個別通知は実施しています。

- ②40歳未満の住民を対象に、特定健診に準じた一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】 健康推進課

現在、18歳～39歳までの方を対象に歯科健診も併せて自己負担金1,500円で健康診査

を実施しています。

9. 予防接種について

★①水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウィルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】 健康推進課

水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎については、定期化に向け国が検討しているため動向を注視しています。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。

【回答】 健康推進課

現在、75歳以上の方及び心臓・呼吸器・腎臓・免疫機能等に障害のある60~74歳で医師が接種を必要と認めた方を対象に4,000円助成しています。なお、生活保護や市民税非課税世帯の方につきましては、8,000円助成しています。多くの方に接種していただくように後期高齢者医療被保険者証を送付する際に接種勧奨のチラシを同封して接種の呼びかけをしています。

③妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。

【回答】 健康推進課

風しんワクチンの接種費用について、平成25年6月接種分から接種費用の半額(ただし上限は5,000円)を助成しています。なお、生活保護及び市民税非課税世帯の方につきましては、指定医療機関で全額助成で接種を受けることができます。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①平均6.5%とされる生活保護基準の引き下げは行わないでください。生活保護申請者を役所の窓口で追い返す「水際作戦」を合法化し、親族の扶養を要件にし、孤立死、餓死を増大させる生活保護法の「改正」をしないでください。

【回答】 福祉課

生活保護は、国の法令に基づき執行しており、国の動向を注視していきます。

②消費税増税を中止してください。

【回答】 総務課

消費税は、国において増税の判断を行いますので、その動向を注視していきます。

③年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。社会保険庁職員の分限免職をすべて取り消してください。

【回答】 保険年金課

年金支給額の2.5%引き下げは、1999年から2001年までの間に、物価が下落したにもかかわらず特例的に据え置いた年金額を、法律が本来想定している水準にするためのもので、平成24年11月16日に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」により、世代間公平や年金財政の改善といった全国的な規模での観点から実施されるため、国が判断して実施るべきものと考えます。

また、年金の最低保障に関しては、平成24年8月10日に成立した「公的年金制度の財政

基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」の中で、平成27年10月以降で、受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する改正が行われ、平成24年11月16日に成立した「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」において、低所得高齢者・障害者等に年金生活者支援給付金として福祉的な給付を行うとするなど、大規模な法改正が続いており、今後も引き続き国の動向を注視していきます。

社会保険庁職員の分限免職に関しては、国家公務員の身分について地方自治体が要望を行うことは適切で無いと考えます。

- ④国民健康保険の都道府県運営化は行わず、国庫負担を増額してください。70～74歳の医療費の窓口負担2割への引き上げをしないでください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻してください。

【回答】保険年金課

都道府県単位化によるメリット・デメリットを分析したうえで判断していきたいと思います。

窓口負担2割への引き上げは、国の動向を注視し、市として必要な意見は県を通じてあげてきます。

医療保険は、所得や年齢に応じて負担割合を決定しています。

- ⑤介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

【回答】長寿社会課

平成26年度の制度見直しや報酬改定に向けた国の動向に注視していきます。

- ⑥子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

【回答】保険年金課・健康推進課

当市では、誰がどこに住んでいても、安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されるよう国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望しています。また、国保の負担金減額撤廃についても、要望しています。

妊産婦健診の補助金については、機会をとらえ要望していきます。

- ⑦東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

【回答】健康推進課

機会を捉え、要望していきます。

- ⑧障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

【回答】福祉課

介護保険の利用を優先としておりますが、介護保険制度にはないサービスや、障害者の特性により必要となる支援については、障害者福祉制度によるサービスが利用できます。

⑨高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種を定期接種としてください。

【回答】健康推進課

高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎については、定期化に向けて国が検討しているため動向を注視していきます。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】保険年金課

現在、県においては、所得制限の導入を含めた福祉医療制度の見直しが検討されています。当市としては、その動向に注視すると共に現制度が縮小されがないよう要望しています。

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】保険年金課

本市では、平成22年7月から小学3年生までの現物給付を拡大し、さらに平成22年10月からは小学4年生から高校3年生までの通院、高校生の入院について、医療費の3分2助成を開始しています。

本来は誰がどこに住んでいても、安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望をしています。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答】保険年金課

本市では、一般的の病気については、平成22年7月から精神障害者手帳1・2級の所持者は、自己負担額の2分の1の償還を実施しておりますが、平成26年度から補助対象を拡大し、自己負担額の全額を現物給付(窓口無料)で実施する予定です。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】保険年金課

国民皆保険制度を堅持するには、増大する医療費を高齢者も含めた社会全体で支えることが重要であり、そのためには世代間の負担の明確化と公平化を図ることが必要と思われます。

現在、後期高齢者福祉医療費給付制度は、一定の障害を持った高齢者、ねたきり高齢者や認知症高齢者等を対象に医療費の無料化を実施しています。

(2) 県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

【回答】保険年金課

愛知県下では、後期高齢者医療制度への加入を要件とする統一的な取り扱いをしていますので、この取り扱いが継続されるものと考えます。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】 保険年金課

愛知県後期高齢者医療広域連合から平成21年7月31日付けで愛知県知事に対し、健康診査事業への財政支援の要望書を提出しています。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

【回答】 保険年金課

県補助(事業費補助金)が減額されていることは認識しており、復元増を求めています。平成23年7月22日の県市懇談会でも、県補助金の確保拡大を要望しています。

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

【回答】 福祉課

障害福祉サービス等は、本人負担が重くならないよう国の軽減措置は講じられており、また、地域生活支援事業は、市が実施する事業として事業の目的等を考慮し、本人負担が重くなりすぎないよう、サービス内容により利用料の無料を含めた軽減措置を行っています。

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

【回答】 福祉課

機会を捉え、県に要望していきます。

(3) 医療提供体制の充実のために

①南海トラフ巨大地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

【回答】 防災安全課

災害時の医療体制の充実は、安心安全のまちづくりを進めるうえで非常に重要な事項であると認識しています。

しかし、一自治体で出来るには限界がありますので、機会をみて、関係機関に働きかけていきたいと考えています。

②平均在院日数の短縮を名目とした機械的な退院の押し付けや在宅化はやめてください。

【回答】 健康推進課

機会を捉え、関係医療機関に要望していきます。

③補助金の充実も含めて、救急医療体制の充実をはかってください。

【回答】 健康推進課

在宅当番医制、第2次救急医療体制、小児救急医療体制の充実のため補助金を継続していきます。

④県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

【回答】 健康推進課

機会を捉え、県に要望していきます。

⑤厚労省通知「看護師等医療従事者の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等医療従事者の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください

い。

【回答】 健康推進課

看護師養成のため尾北看護専門学校の支援を継続していきます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を増額するように要請してください。

【回答】 保険年金課

愛知県後期高齢者医療広域連合から、平成21年7月31日付けで愛知県知事に対して、健康診査事業への財政支援の要望書を提出しています。

- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

【回答】 保険年金課

低所得の負担軽減として、保険料については、均等割の軽減(9割、8.5割、5割、2割)及び所得割の軽減制度が設けられており、また、一部負担については、入院時の負担の上限額と食事の自己負担額を軽減する制度が設けられています。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

【回答】 保険年金課

資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って摘要することとされており、愛知県後期高齢者医療広域連合においても、この方針に基づき適切に対応されていると考えます。

- ④高齢者用肺炎球菌ワクチンへの助成を増額してください。

【回答】 保険年金課

広域連合から市への事業費助成は、国の特別調整交付金が財源となっていることから、広域連合から国へ要望をあげるよう伝えます。また定期化に向けて国が検討しているため動向を注視していきます。

- ⑤後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

【回答】 保険年金課

現在、後期高齢者医療制度に関する懇談会には、被保険者、医療関係者、保険者団体、学識経験者の代表者が委員として参加され、後期高齢者医療制度の円滑な運営のための有益な意見をいただいています。

また、各市町村窓口等において、被保険者からの意見等は愛知県後期高齢者医療広域連合へ伝えるよう努めています。

以上